

特 別 支 援 教 育

1 国における特別支援教育の推進について

(1) 近年の特別支援教育に関する動向（概要）

「障害者の権利に関する条約」が国連において採択され、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築が必要とされた。

平成18年12月	国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択 ○障がい者の人権・基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重の促進 ○障がい者の権利の実現のための措置等を規定 ・障がいに基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止 ・障がい者が社会に参加し、包容されることを促進 ・インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など
平成19年4月	「学校教育法の一部改正」 ○特別支援教育の本格的実施（「特殊教育」から「特別支援教育」へ） ○盲・聾・養護学校を特別支援学校として制度化 ○特別支援学校によるセンター的機能の発揮 ○小・中学校及び高等学校等における特別支援教育の制度化 など
平成19年9月	「障害者の権利に関する条約」署名
平成23年8月	「障害者基本法の一部を改正する法律」施行 ○年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がい者である児童生徒が障がい者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る。 ○本人・保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重する。 ○交流及び共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進する。 など
平成24年7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会） ○就学相談・就学先決定の在り方 ○合理的配慮、基礎的環境整備 ○多様な学びの場の整備、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進 ○教職員の専門性向上 など
平成25年6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」制定（一部を除き平成28年4月施行） ○差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など
平成25年9月	「学校教育法施行令の一部改正について」施行
平成28年4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行
平成28年8月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」施行 ○教育に関する改正部分について ・発達障がい児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために、可能な限り発達障がい児が発達障がい児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することを規定とともに、支援体制の整備として、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進を規定するなどした。

2 次期学習指導要領等に向けた国の考え方（平成28年8月中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」から）

（1）教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、子どもたちの自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子どもたちの十分な学びを確保し、一人一人の子どもの障がいの状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

特別支援教育に関する教育課程の枠組みを全ての教職員が理解できるよう、小・中・高等学校の各学習指導要領の総則において、通級による指導等について示される予定であり、幼・小・中・高等学校の通常の学級においても、発達障がいを含む障がいのある子どもが在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行う必要がある。

（2）平成30年度から制度化される高等学校における通級による指導について

国は、通級による指導について、その意義、教育課程の編成の基本的な考え方、生徒の実態把握から指導目標や指導内容の設定、評価・改善までの手続等について具体的に示すとともに、通級による指導の目標・内容について、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導であることをより明確にし、通級による指導と各教科等の授業における指導との連携が図られるよう、通級による指導と各教科等の指導との関係性を分かりやすく示すこととしている。

また、通級による指導を受ける子どもたちについては、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することとすることが適当であり、必要に応じて、保護者や関係機関、教職員の共通理解の下、それらの計画を作成・活用し、就学先や進学先まで活用できることが望ましいとしている。また、通常の学級にも、発達障がいの子どもたちをはじめ、通級による指導を受けずに、障がいのある子どもたちが在籍している場合があり、障がいに応じた指導方法の工夫や保護者や関係機関と連携した支援を行うために「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」が作成・活用されてきており、こうした計画を効果的に活用し、指導や支援が組織的・継続的に行われることが一層望まれるとしている。

3 本道における後期中等教育における特別支援教育の推進について

（1）平成28年度「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果（道教委）

平成28年度の調査結果によると、教育上特別な支援を必要とする生徒の割合は、ここ3年間ほぼ変わっていない。

【該当学校数・人数及び割合】（調査対象校：道立高等学校及び中等教育学校）

調査対象学年	学校数*1（割合*2）			人数（割合*3）		
	H28	H27	H26	H28	H27	H26
第1学年	82校 (35.2%)	66校 (28.2%)	88校 (37.3%)	244人 (0.8%)	249人 (0.8%)	265人 (0.9%)
第2・3・4学年	116校 (49.6%)	122校 (51.5%)	125校 (52.1%)	420人 (0.7%)	420人 (0.7%)	423人 (0.7%)

*1：全日制、定時制それぞれを1校としてカウントしている。
 *2：全日制は1年201校、2～3年は202校、定時制は32校を分母としている。
 *3：人数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

(2) 平成27年度「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に関する調査」(道教委)の結果

質問項目	回答	割合*
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した理由	知的な遅れはないが、発達の状態による学習面や行動面の困難がある	62.7%
	知的な遅れによる学習上又は生活上の困難がある	19.6%
支援が必要な生徒について、困難な状況が見られるもの	自分が分からぬ状況や困っていることを相手に伝えることが難しい	47.7%
	全体への指示や説明を聞いて理解することが難しい	40.4%
	友達関係をうまく築けなかったり、集団での活動ができなかったりすることが多い	39.3%
支援が必要な生徒に対する個別の指導計画の作成	作成している	100.0%

* 各学校の校内委員会が、特別な教育的支援が必要と判断した生徒数に対する割合

(3) 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置

特別支援教育支援員を配置しており、今年度は12校（月形高校、千歳北陽高校、追分高校、静内農業高校、上磯高校、檜山北高校、訓子府高校、遠軽高校（定時制）、上士幌高校、更別農業高校、阿寒高校、釧路湖陵高校（定時制））を配置校として指定した。

(4) 特別支援教育スーパーバイザー等（S V・P T）の派遣

教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する全ての学校に、各教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザー（S V）又は、「特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業（P T派遣事業）」により、特別支援学校の教員を派遣している。

ア 支援内容

対象となる生徒の状況の把握、管理職等との協議や当該生徒への対応方法等への助言、個別の指導計画の作成についての校内研修会の実施などを行っている。

イ 派遣状況

平成27年度は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する全ての学校（130校）の内、102校に派遣を行った。今年度は対象となる学校は126校で、対象となる全ての学校への派遣を目標としている。※ 前項3(1)の調査数は学年別のため派遣対象学校数とは一致しない。

(5) 北海道の後期中等教育段階における特別支援教育に関する検討委員会の開催

高等学校等に在籍する特別な教育的支援を要する生徒の自立や社会参加に必要な力を育成する観点から、関係団体、学校関係者、特別支援教育P T A関係者、学識経験者等を構成委員として、道の後期中等教育段階における特別支援教育の在り方を検討している。

回・開催時期	主な内容
第1回：平成27年5月開催	・検討委員会設置の趣旨説明 ・本道の後期中等教育段階における特別支援教育の現状について
第2回：平成27年8月開催	・本道の地域特性を踏まえたインクルーシブ教育システムの構築 ・高等学校における通級指導教室及び特別支援学級の必要性とその役割
第3回：平成28年1月開催	・発達障がい等の障がいに対する基礎的な理解の必要性 ・発達障がい等の障がいに対応した指導内容及び方法の理解の必要性

第4回：平成28年5月開催	・高等学校と中学校の連携促進 ・高等学校と特別支援学校の連携促進
第5回：平成28年8月開催	・発達障がい等の障がいのある生徒が地域で暮らすための教育の在り方と必要な支援 ・発達障がい等の障がいのある生徒の多様な社会自立を可能とする教育の在り方 (社会生活及び就労への適応力向上のための教育の在り方)
第6回：平成29年1月開催予定	・報告内容の検討

※ 詳細は<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kentouininkai.htm> を参照

(6) 発達障がいのある子どもへの指導や支援に関する「校内研修プログラム活用事例集」について

道教委では、道内全ての教員が、通常の学級における発達障がいのある子どもへの指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得することができるよう、各学校で活用できる「校内研修プログラム」（以下「本プログラム」という。）を作成し、道内全ての学校に配布している。

本プログラムについては、各学校で積極的に活用している一方、活用する研修シート試案に偏りがあること、活用する時間の確保が難しいこと、年間を通した計画的な取組が少ないことなどの課題がある。

そこで、本プログラムが一層活用されるよう、「発達障がい支援モデル事業」のモデル校や協力校及び協力地域、道内の各学校から取組を収集し、全ての研修シート試案の活用、短い時間での活用、年間を通した計画的な活用などについて、顕著な事例を「校内研修プログラム活用事例集」としてまとめている。

※ 詳細は道立特別支援教育センターのホームページ<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/> を参照

4 「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」（文部科学省指定事業）について

(1) 事業の概要

本事業は、高等学校及び中等教育学校後期課程においては、現行の小・中学校の通級による指導と同様の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行うため、特別の教育課程を編成・実施するとともに、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導について研究を行うことを通じて、高等学校等における特別支援教育を充実し、障がいのある生徒の自立や社会参加を推進することをねらいとしている。

道内では、上士幌高校が平成26年度から3年間の指定を受け、調査研究に取り組んでいる。また、本別高等学校、大樹高等学校が平成27年度から3年間の指定を受けており、十勝地域の3校が互いに連携しながら、本事業を効果的に進め、各学校の特性に応じた調査研究を行うことにより、取組内容の充実を図っている。

(2) 研究指定校の取組等の概要（大樹高校）

ア 取組の概要について

通級による指導を8単位（上限）設定し、自立活動の指導を行うこととしており、個々の生徒が必要とする内容及び実施する時数については、生徒の障がいの

状態等に応じた個別の指導計画を作成し、決定する。

生徒の障がいの特性を踏まえ、キャリア発達における自己と他者、自己と環境との関係性の中から様々なスキルを獲得するといった視点を取り入れ、生徒の障がいの特性に応じた個別での指導と、他者との多様で幅広い人間関係の形成を目的とした集団での指導を取り入れた自立活動の指導を行う。

イ 自立活動について

大樹高校では通級の希望者に対して、一人一人の特性や教育的ニーズに基づき、次の3つの中から必要な活動を必要な時間数だけ、別の教室等で実施することとしている。

1 「ソーシャルスタディ」

対人関係を構築する力やコミュニケーション能力の育成、社会生活スキルの獲得などを目標にした個別学習で、一人一人の必要性に応じて1週間に4時間を上限で設定

2 「グループアクティビティ」

ソーシャルスタディで身に付けたことを集団の中で実際に試してみるなど、体験的な活動を通して社会性を高めることを目標にしたグループ学習で、一人一人の必要性に応じて1週間に2時間を上限として設定

3 「ベーシックスタディ」

各教科の学習において理解を深めるために、基礎的・基本的な学習内容の定着を図ることを目標にした個別学習で、一人一人の必要性に応じて1週間に2時間を上限で設定

まずは、放課後等の課外において自立活動の指導を行っており、今後、授業の時間に行う場合も、高校で学ぶ必要がある科目はきちんと学習することができることを、生徒本人及び保護者に丁寧に説明している。

「特別の科目」の授業を選択した生徒の時間割の例												
通常の本校1年生の時間割												
※ 科目名の下の数字は1週間に設定する時間数												
国語	現代	数学	数学	化学	体育	保健	音楽	英語Ⅰ	英語	家庭	社会	総合
総合	社会	I	A	基礎	基礎	保健	I	2	3	2	2	1
4	2	3	2	2	3	1	2	3	2	2	2	1
通級を選択した生徒の時間割												
※ これは一例で、各自にあった時間割をつくります												
国語	ソーシャル	現代	数学	グループ	化学	体育	保健	音楽	英語Ⅰ	ベーシック	家庭	社会
総合	スタディ	社会	I	アクティビティ	基礎	基礎	保健	I	2	2	基礎	総合
2	2	2	3	2	2	3	1	2	3	2	2	1

ウ 個別の指導計画の作成について

平成28年度入学生に対し、入学前の中学校訪問や状況把握調査の実施、また入学後のアセスメント調査、日常的な観察、個別相談等を通して、個々の生徒の実態及び生徒・保護者が困っていることや願い等について詳細な把握を行った。最終的に個々に応じた特別な支援を必要としている生徒を絞り込み、これらの生徒に対して、通級指導にこだわらず右の①～⑦の流れで個別の指導計画を作成している。

個別の指導計画作成の流れ

- ①発達の状態、興味・関心、生活や学習環境などについて情報収集
- ②収集した情報を自立活動の区分に整理（6区分26項目）
- ③長期目標の設定
- ④長期目標を達成するために必要な項目の選定
- ⑤短期目標の設定
- ⑥重点課題の設定
- ⑦指導の手立て、指導の形態

「個別の指導計画」の例

個 別 の 指 導 計 画

作成日 平成〇年〇月〇日

〇〇	高等学校	〇年	〇組	氏名	〇〇 〇〇	性別	〇	記載者	〇〇 〇〇
----	------	----	----	----	-------	----	---	-----	-------

生徒の実態	学習面	○歌を歌うことが得意である。 ○一度文章を読んでもらうと内容を理解でき、質問に答えることができる。 △漢字や英単語を正確に書くことや板書をノートに書き写すことが難しい。 △簡単な計算で間違うことがある。
	生行動・面	○家事の手伝いやボランティア活動など、人の役に立つ仕事に喜んで取り組むことができる。 ○自分の体調や心情などを相手に説明することができる。 △物の片付けや整理が苦手で、学習に必要な道具を忘れてしまうことがある。 △ぼんやりしていると、話を聞き逃してしまうことがある。
	社会人・面	○優しくて明るい性格である。 ○野球が好きである。 △落ち着かなくなると、友だちに文句を言ってしまうことがある。 △自分の気持ちや意思を言葉で表現することが苦手である。
本人の願い 進路希望等	・考査で赤点を取りたくない。 ・将来は工場などで物を作る仕事がしたい。	(個別の教育支援計画より転記)
保護者の願い	・学習指導をしてほしい。 ・周りの人と上手にかかわれるようになってほしい。 ・集中力を付けてほしい。	(個別の教育支援計画より転記)
医学的診断、検査	・WISC-IV FSIQ=〇〇 VCI=〇〇 PRI=〇〇 WMI=〇〇 PSI=〇〇	(平成〇年〇月)
長期目標	・教師に自分の意志を伝え、安心して授業に参加できるようにする。	

短期目標	形態	指導の手立て・配慮事項	評価
・分からぬことがあったときに、自分から助けを依頼することができる。	個別	・誰に、どのような言い方で手伝いを依頼すればよいか、文例を示して教える。	・読みにくい文字があったとき、自分から挙手して確認を求めるようになった。
	一斉	・授業中、教師に自分から分からぬことを尋ねたときはほめるようにする。	
・教師に対して自分の体調や心情について表現できる。	個別	・体調や心情を10段階で数値化できるシートを使用し、教師にその日の状態を表現させる。 ・気持ちが落ち着かなくなったとき、どのような方法で対応すればよいか教える。	・中間テストの前に、成績が心配でイライラしていることを学級担任に伝えられるようになった。
	一斉	・授業中、教師に体調や心情の変化を教えられたときはほめるようにする。	
・持ち物など、大切なことを自分でメモし、確認できる。	一斉	・説明を聞き、大切なことを単語でメモできるよう、メモの書き方を教える。	・自分で書いたメモ帳に、用意できたらチェックを入れる方法で、忘れ物が減ってきている。
	個別	・帰りのホームルームで、明日の予定や持ち物を伝えた際、自分でメモ帳にメモできていたらほめるようにする。	

【参考】自立活動6区分について

1 健康の保持

生命を維持し、適切な健康管理とともに、日常生活を行うために必要な身体の健康状態の維持・改善を図る観点からの内容を示している。

2 心理的な安定

心理的な安定を図り、対人関係を円滑にし、社会参加の基盤を培う観点からの内容を示している。

3 人間関係の形成

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点からの内容を示している。

4 環境の把握

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点からの内容である。

5 身体の動き

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点からの内容である。

6 コミュニケーション

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようになる観点からの内容である。

各6区分詳細(26項目)については、国立特別支援教育総合研究所のホームページを参照

(http://www.nise.go.jp/cms/13_3315_55_251.html)すること。

※ 自立活動の指導に当たっては、6つの区分の下に示してある項目の内容から、個々の生徒に必要とされる項目を選定し、それを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定すること。